

## 苫小牧市環境審議会の概要

### 1 設置根拠

- 苫小牧市環境基本条例第 25 条（市長の附属機関）
- 苫小牧市環境審議会規則

### 2 役割

- 苫小牧市環境基本計画の策定・変更、苫小牧市環境施策及び環境保全に関する基本的事項等についての調査審議・答申（市長の諮問による）
- 本計画全般に関する意見・提案
- 本計画の目標・指標の達成具合、各種取組項目の進捗状況の点検

### 3 組織

- 委員定数 ～ 20 人以内
- 委員構成 ～ 学識経験者、市民、事業者、民間団体

### 4 運営

- 会長及び副会長 ～ 各 1 名選出
- 会長 ～ 会務総理、会議招集・議長
- 副会長 ～ 会長補佐、職務代理
- 会議開催 ～ 出席委員が半数以上で成立
- 会議議事 ～ 出席委員の過半数で承認（可否同数の際は議長が決する）
- 庶務 ～ 苫小牧市環境衛生部環境保全課

### 5 委員任期

- 2 年（令和 5 年 5 月 31 日まで）
- ※ 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

### 第3章 苫小牧市環境審議会

#### (環境審議会)

第25条 市長の附属機関として、苫小牧市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するほか、環境の保全及び創造に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**苫小牧市環境審議会規則****(趣旨)**

第 1 条 この規則は、苫小牧市環境基本条例(平成11 年条例第16 号。以下「条例」という。)第25条第6項の規定に基づき、苫小牧市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**(委員)**

第 2 条 委員は、条例第25条第4項に規定する者で次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) 民間団体

**(会長及び副会長)**

第 3 条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議長は、会長が行う。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(部会)**

第 5 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

**(意見等の聴取)**

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

2 前項の規定は、部会の会議について準用する。

**(庶務)**

第 7 条 審議会の庶務は、環境衛生部環境保全課において処理する。

**(委任)**

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。